

總行行第397号
令和5年9月15日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

} 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた
各議会における取組について

昨年12月、第33次地方制度調査会は、議会についての現状認識と課題を踏まえ「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(令和4年12月28日)を取りまとめました。

同答申は、地域の多様な民意を集約し、広い見地から地域社会のあり方を議論する議会の役割の重要性を踏まえ、各議会において、女性や若者、勤労者等がより議会に参画しやすくなるための環境整備や議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を行う必要性や、住民との議論も重ねながら、地域の実情に応じて、議会の目指すべき姿を明確化していく取組の意義を指摘しています。

つきましては、同答申等も踏まえ、下記の事項にもご留意の上、各議会において、多様な人材が参画し住民に開かれた議会に向けた一層の取組について、格別のご配慮をいただきますようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

一 女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去する観点から、会議規則において欠席事由として育児・介護等の取扱いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めること、議員活動等を行う上でのハラスメント防止のための研修や相談体制の整備等を行うことなどが考えられること。

二 勤労者等が議会に参画しやすい環境を整備する等の観点から、地域の実情に応じて会議運営上の工夫を行うに当たって、夜間・休日等の議会開催や通年会期制の活用により柔軟に会議日程を設定する等の取組を参考とすることが考えられること。

三 議会のウェブサイトにおいて議員の住所を公表する場合があるが、個人情報への配慮が必要との指摘もあることから、住所全体ではなく一部の公表とすることを選択できるようにすることや、公表する連絡先住所として自宅ではなく事務所や議会事務局等を選択できるようにすることなども考えられること。

四 議会における取組の事例については、総務省ウェブサイト^{*}においても、例えば、議会活動に対する住民の関心を高める観点から、デジタル技術を活用した住民への情報発信の多様化・充実化の方策として、SNSを活用した議会情報の発信や議会中継の配信等の取組、また、住民が議会により積極的に参画する機会として、議会と住民が共同して政策づくりを行う取組や議会運営等に関して住民から広く意見・提言を聴取する場を設ける取組、女性や少年を対象とした模擬議会等の取組などを紹介しており、これらを参考とすることが考えられること。

※ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihogikai.html

五 勤労者の議会議員選挙への立候補環境の整備に関しては、総務省において、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会とともに、各企業の自主的な取組として就業規則において立候補休暇制度を設けること等について経済団体に対して要請を行っていること。

六 財産区や一部事務組合等の議会を含む一部の議会の傍聴規則等において、「精神に異常があると認められる者」等の傍聴を認めない旨を規定している例があるとの指摘があるが、障害者に対し正当な理由なく、障害を理由として傍聴を禁止する旨を規定することは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項^{*}に違反すると考えられることから、規定の見直しを行うことが適当であること。

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。